

令和 6 年 1 月 1 5 日

## 消費税返還等に伴う和解案件についての概要

昨年 1 0 月のインボイス制度開始を契機に、市が納税義務者となる下水道事業において、消費税の修正申告する事案が生じました。これらのことを踏まえ、本市の発注業務において、消費税の課税・非課税等の区分の取扱について、本年 2 月から 3 月にかけて委託業務について点検行いました。その結果、6 件の誤りが判明し、そのうち、本来、課税事業として契約すべきところを非課税事業としていたもの 3 件については、9 月議会で損害賠償に係る補正予算と損害賠償の和解について議決いただきました。

残る 3 件の本来、消費税について非課税事業として契約すべきところを課税事業としていたことにより過払いになっていたもの 3 件について、ここで受託事業者と協議が整ったので、損害賠償に係る補正予算と損害賠償の和解について、議決案件として議会に上程するものです。

事業者の方々にご迷惑をおかけしたことを深くお詫びするとともに、今後はこのようなことを繰り返さないよう、根拠法令の確認や税務署への問い合わせ等を徹底し、再発防止に努めてまいります。

### 【和解案件 3 件】

#### 1 パルテノン多摩・子どものエリア事業業務委託に係る消費税等の返還

##### (1) 相手方

特定非営利活動法人 A

##### (2) 内容

パルテノン多摩・子どものエリア事業業務委託については、開設準備期間を含め令和元年 1 月から令和 6 年 3 月 3 1 日までの 5 年間、消費税を課税して契約をしていた。令和 5 年度に消費税に関する確認を全庁的に実施した際、改めて契約内容を確認する中で、令和 3 年度から非課税事業に該当すると判断されたため、委託事業者が消費税及び地方消費税の更正申告を行った。その後、委託事業者に対して税務署から還付された令和 3 年度から令和 5 年度までの消費税等について、市に返還することで和解することとした。

##### (3) 対象期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日（3 年間）

##### (4) 賠償（返還）予定額

令和 3 年度 2 9 3, 4 0 0 円

令和 4 年度 1, 7 5 7, 9 0 0 円

令和 5 年度 1, 7 8 3, 1 0 0 円

合計 3, 8 3 4, 4 0 0 円

（消費税・地方消費税の更正申告に伴う返還金）

## 2 子育てひろば事業等業務委託に係る消費税等の返還

### (1) 相手方

特定非営利法人 B

### (2) 内容

子育てひろば事業等業務委託については、①子育てひろば事業 ②リフレッシュ時事業 ③利用者支援事業 ④人材育成・研修・ネットワーク事業の 4 事業を合わせて委託契約し、4 事業全体に消費税を課税して契約していた。令和 5 年度に消費税に関する確認を全庁的に実施した際、改めて契約内容を確認する中で、本事業の一部が消費税法第 6 条第 1 項に規定される非課税事業に該当すると判断されたため、委託事業者が消費税及び地方消費税の更正申告を行った。

その後、委託事業者に対して税務署から還付された令和元年度から令和 5 年度までの消費税等について、市に返還することで和解することとした。

### (3) 対象期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日（5 年間）

### (4) 賠償（返還）予定額

令和元年度 1, 351, 700 円

令和 2 年度 1, 549, 200 円

令和 3 年度 1, 577, 100 円

令和 4 年度 1, 605, 300 円

令和 5 年度 1, 624, 000 円

合計 7, 707, 900 円

（消費税・地方消費税の更正申告に伴う返還金）

## 3 老人福祉センター事業に係る消費税等の返還

### (1) 相手方

法人 A

### (2) 内容

令和 2 年度までは社会福祉協議会に業務委託する中、消費税については委託料に含めていなかった。令和 3 年度から、法人 A に指定管理業務として移行したが、その際、消費税込みの指定管理料を支払う形に変更した。なお、見積書にあたる年度協定書の支払い内訳書は「内税」で提出されていた。老人福祉センター事業は、税務署、東京都に確認したところ、消費税法上、非課税となる第二種社会福祉事業に該当し、非課税事業であることが判明したため、令和 3 年度から 5 年度分の消費税について返還することで和解することとした。

### (3) 対象期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日（3 年間）

### (4) 賠償（返還）予定額

令和 3 年度 2, 907, 000 円

令和 4 年度 2, 949, 816 円

令和5年度 2,977,720円  
合計 8,834,536円  
(消費税・地方消費税返還分)

問い合わせ

- 1・2 パルテノン子どもエリア事業・子育てひろば事業に関すること  
子ども家庭支援センター 電話 042-355-3833
- 3 老人福祉センター事業に関すること  
高齢支援課 電話 042-338-6923